　年　　月　　日

　　（催し名）　　　　　　　　　　　　　　の予防計画

１　目的

　　この計画は、逗子市火災予防条例（以下「市条例」という。）第42条の３に基づき、

　　　　　　　　　　　　の催し開催期間中の火災予防上必要な業務に関する計画を定め、

火災等その他の災害から人命、財産の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

２　対策組織及び任務内容

対策組織として　　　　　　　　　　を防火担当者とし、次の任務分担により、対策

組織編成を別表１のとおり指定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 係　別 | 任　務　内　容 |
| 防火担当者 | ○　対策組織の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに、消防隊  と密接な連携をとる。  ○　避難状況の把握を行う。 |
| 副防火担当者（指揮係） | ○　防火担当者を補佐し指示、命令の伝達に当たる。 |
| 消火係 | ○　消火器設置店舗は、消火に協力する。 |
| 通報連絡係 | ○　消防機関に対する通報及び確認を行う。  ○　消防隊到着後、情報提供に当たる。 |
| 避難誘導係 | ○　来場者の避難誘導に当たる。  ○　逃げ遅れた者、負傷者の有無の確認を行う。 |

３　防火管理体制

露店等の開設場所、消火器の位置、対象火気器具等の位置及び液体・気体・固体燃料

の位置を別添の配置図に記載する。

(1) 火気や危険物の取扱い場所及び保管場所には、容易に来場者が入れないような措置

を講じる。

(2) 避難の障害となる物品等を配置しないようにする。

(3) 対象火気器具等を使用する店舗については、別表２に記載する。

※ 催しに伴う危険物の取扱量によって、消防法又は市条例の規定に抵触する場合があ

るため、消防本部との打ち合わせの際、十分な協議をすること。

４　発電機等使用する危険物の貯蔵又は取扱い

　(1) ガソリン携行缶は、直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないこと。

　(2) ガソリン携行缶を取り扱う場合は、周囲の安全確認とエンジン停止を徹底すること。

　(3) ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、必ずエア抜きを行うこと。

５　通報

　　通報連絡係は、火災を覚知した後、状況及び負傷者の有無等を確認、直ちに119番通

報する。

６　計画変更する場合

催しの対策組織の編成変更、露店出店状況、火気及び危険物の取扱い、保管場所等が

変更になった場合は、遅滞なく消防本部へ変更した旨を書面により提出する。

別表　１　　　　　　　　対策組織編成表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 氏名・事業所名・電話番号 |
| 主催者  （法人の場合は、名称  及び代表者氏名） | TEL |
| 露店等の管理者  （法人の場合は、名称  及び代表者氏名） | TEL |
| 防火担当者  （代表者） | TEL |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火担当者 | 係　　別 | 氏　　　　　名 |
|  | 指揮係 |  |
|  |
| 消火係 |  |
|  |
| 副防火担当者 |  |
|  | 通報連絡係 |  |
| 避難誘導係 |  |
|  |
|  |

別表　２　　対象火気器具等を使用する店舗一覧表

【対象火気器具等】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【危険物等】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 店舗名 | 対象火気器具等 | 消火の  準備 | 危険物等 | 保管場所 | 代表者氏名 | 店舗  番号 |
| 燃料等 | 数量（保管量） | 使用用途 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |